ビジネス法務の基礎　改訂版　問題解答

第２章　権利・義務と財産権　１―権利・義務とその主体

《確かめてみようの解答》 *p.24～p.25*

1　(1)　①イ　②カ　③エ　④ク　⑤ウ　⑥ア

(2)　①エ　②イ　③ウ

(3)　①ケ　②ク　③キ　④オ（②③④は順不同）

(4)　①ク　②ウ　③オ　④キ

2　(3)　(7)

《考えてみようの解答》 *p.25*

❶　*A*にとって泉水は重要な営業上の財産である。*B*が*A*から注意をうけ，そのことを承知しながら，必要以上に深く井戸を掘ったということ，その結果*A*の泉水が涸れたというのであれば，*B*の行為は権利の濫用となる。*B*が自分のためにそこまでの必要性がなく，利益もないのに，他人がそのことによって損害をこうむるのであるから，自分の所有地内であれば何をしてもかまわないというわけにはいかない。

❷　妻*C*と胎児が加害者に対して損害賠償請求権をもつ（民法711条）。胎児は損害賠償請求について生まれたものとみなされる（民法721条）。

❸　*A*の主張は認められる。*A*が高級オーディオセットの購入契約を結ぶためには，当然親権者の同意が必要なのに，無断で契約を結んだのであるから，民法５条によりその契約を取り消すことができる。

❹　認められない。この場合の*A*の行為すなわち，こづかいで本を買った行為は民法５条３項にいう処分を許された財産の処分行為とみなされる。

❺　認められる。保佐人の同意を得ずに民法13条所定の行為をした場合は，本人・保佐人とも，取り消すことができる。

《確かめてみようの解答》 *p.*34～*p.*36

1 (1) ア．不動産　イ．不特定物　ウ．従物　エ．元物
(2) オ．物　権　カ．物権法定主義
(3) キ．処　分　ク．物
(4) ケ．土　地　コ．地上権　サ．地役権
(5) シ．占　有　ス．社会の秩序　セ．占有権
(6) ソ．行　為　タ．給　付

2 (1) 不動産　(2) 不特定物　(3) 特定物　(4) 有価証券

3 (1) 自転車・時計・ピアノ　土地・建物・石垣
(2) 家と建具　時計と時計バンド　金庫とカギ
(3) 乳牛と牛乳　にわとりと卵　りんごの木とりんご
(4) 貸地と地代　貸家と家賃　貸金と利息

4 （×）1　（○）2　（×）3　（○）4　（○）5
（×）6　（×）7　（×）8　（×）9　（×）10　（○）11

5 (1)〔エ〕　(2)〔ウ〕　(3)〔イ〕　(4)〔オ〕　(5)〔ア〕

《考えてみようの解答》 *p.*36

❶ 建物と畳・建具は主物と従物の関係にあるから，民法87条の規定により，建物を売れば同時に畳・建具も売ったことになる。したがって，この場合のＡの主張は認められない。

❷ 豚とその豚から生まれた子豚は，親豚が元物，子豚が天然果実という関係にある。したがって売買が行われた後に子豚が生まれた場合，その子豚の所有権は買い主のものとなるので，この場合の売り主の主張は認められない（民法89条１項）。

❸ 家屋と家賃は，家屋が元物，家賃が法定果実という関係にある。法定果実の場合は，これを受領する権利者がかわった場合，その権利の存続期間の日割りで分配することになっている。したがって，この場合はＢが１か月分，Ｃが２か月分の家賃を取得する権利があるので，２か月分の家賃はＣに帰属する（民法89条２項）。

❹ Ａは，Ｂの土地を通ることはできる。民法210条１項の規定により，通行権が認められている。Ｃの土地を通るためには，地役権を取得しなければならない。

❺ 本問は所有権における相隣関係の問題である。民法233条２項の規定により，隣地の竹木の根が境界線をこえてきた場合は，これを切りとってよいことになっている。したがって，たけのこについては切りとってよい。

《確かめてみようの解答》 *p.*49～*p.*50

1　(1)　ア　工業所有　　イ　知的財産
(2)　ウ　無方式　　エ　審査
(3)　オ　先願
(4)　カ　新規性　　キ　進歩性　　ク　工業　　ケ　創作性　　コ　識別
(5)　サ　20　　シ　10　　ス　25　　セ　10
(6)　ソ　著作者　　タ　著作隣接

2　(1)　著作物の翻訳，編曲，変形，映画化その他の翻案（変更）などの具体例
(2)　不正競争防止法２条１項１号で保護されるもの。会社名や店舗の名称の具体例
(3)　物品の形状や模様や色彩などの具体例
(4)　演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，またはその他の方法により演ずるものの具体例

3　(1)　意匠権　　(2)　商標権　　(3)　実用新案権

4　（○）刑事制裁　（×）名誉回復請求　（○）差止請求　（○）損害賠償請求

《考えてみようの解答》 *p.*50

❶ 生活における身のまわりのモノはそのほとんどがなんらかの知的財産であることから，その例をあげ，私たちの生活が知的財産に支えられていることを確認することが目的である。その考える作業は，具体的な例を意識しながら，知的財産を法的に保護することの意味を考える出発点となる。

❷ 財産権には，大きく債権と物権がある。債権は特定の人同士で生じた争いを解決するための権利であり，特定の人が特定の行為を請求することがその内容となっている。契約違反問題や交通事故の損害賠償問題の解決がその例である。これに対し，物権は所有権に代表されるもので，物を所有する者には，他のすべての人に対して，物を独占的に支配し利用でき，処分できるという強い権利が認められている。

知的財産権は，知的作業によって創り出された産物がある場合に，その産物を創り出した人に対して，物権と同じように独占的に支配，利用，処分することを認めるものである。このような知的財産権の特徴を理解することがこの問題の目的である。

❸ 法律ゼミ「従業員による職務上の創作と知的財産権」の内容を理解しているかどうかを確認することがこの問題の目的である。

❹ 教科書の中には，知的財産権ごとの説明の中で，その具体的な例をあげている。どのような事柄が知的財産権の対象となっているかを教科書の中から抽出することで，知的財産権の内容を理解することがこの問題の目的である。

《確かめてみようの解答》 *p.*65～ *p.*66

1　四つの自由……①契約締結，②相手方選択，③内容決定，④方式
契約自由の原則に対する制限……公序良俗，強行法規

2　(1)　約款（他の表現は教科書 *p.*53参照）　(2)　(片務契約)・無償契約　(3)　諾成契約
(4)　要物契約　(5)　双務契

3　(3)，(5)，(6)　注，(6)は表見代理といえども無権代理の一種であることによる。

4　(1)　ア　真意　イ　心裡留保　ウ　虚偽表示　エ　錯誤
(2)　オ　善意　カ　悪
(3)　キ　無
(4)　ク　詐欺　ケ　強
(5)　コ　内容証明郵
(6)　サ　善良なる管理者の注

5　(1)　さかのぼって無効　(2)　以後無効　(3)　有効と確定

《考えてみようの解答》 *p.*67

❶ 賭博は強行法規に反し，なお民法90条にいうところの公序良俗に反する行為でもある。そのような違法で無効な行為の結果生じたＡの未払い金についてのＢの請求は認められない。

❷ 商品の売買契約は諾成契約である。民法555条によれば「当事者の一方が…約し相手方が……約するに因りて」成立する。したがって，約束が行われた時期に成立する。

❸ 酒の席上でのことということ，さらに，Ｂが，またいつものＡの冗談という認識があることから，民法93条但書による心裡留保と考えられ，指輪の請求は法律上認められない。

❹ 隔地者間の意思表示の効力発生については原則として到達主義であり，この問のように特定の土地について売却の申し込みをうけた特定人Ａ・Ｂの場合，2020年４月施行の民法改正前までは，承諾の意思表示の効力発生に関する旧民法526条により先の発信者のＡが契約の当事者と考えられていたが，民法改正で承諾の効力発生が到達主義に変わったことにより，承諾も到着時に効力が生じることとなった。したがって，Ｂとの契約が先に成立する。

❺ Ａの無権代理の問題。Ｃは無権代理人Ａに民法117条の責任を追及し，損害賠償の請求または代金の請求をすることができる。もしくは，Ｂが追認しない間であれば，Ａに代理権がないことを理由に，契約を取り消し，宝石をとりもどすことができる。なお，Ｂは追認しない限り，何の責任も負わない。

❻ Ａは代理権の範囲をこえて取引行為をしているわけであるからＣがＡの代理権を信ずる正当な理由があれば，表見代理の関係を生ずる。したがって，Ａ・Ｃ間の契約の効力はＢに及び，ＣはＢに対して，商品代金50万円を請求できる。

❼ 表見代理のうち，民法112条が適用される例と考えられる。つまり，５日前の最近の解雇であること，顔見知りのその店員の持参した領収証が，いつものもので正規のものと考えられることに無理がない。この支払いは有効とされるのが妥当である。

第３章　財産権と契約そしてその保護　２―物の売買

《確かめてみようの解答》 *p.76～ p.77*

1 (4) (6) (7) (9)

2 (1)―イ，(2)―エ，(3)―ウ，(4)―オ，(5)―ア

3 (1)ア，イ　有償，諾成（順不同）　(2)ウ　特約　(3)エ　引き渡し
(4)オ，カ　盗品，遺失物（順不同）　(5)キ　裏書き

《考えてみようの解答》 *p.78*

❶ 不動産の権利移転の対抗要件は登記である。Ｃより後に譲り受けたＤであるが，登記をすませていることからＤが所有者となる。

❷ 動産には即時取得の制度がある。Ｃは善意・無過失と推定されることからＣは所有権を取得している。したがってＡは本の返還を求めることはできない。

❸ 売買の目的物についての責任は，契約内容との不適合を発見した時から１年以内に売り主に求めることができる。履行の追完，代金の減額，損害賠償の請求および契約の解除を求めることができる（民法566条）。

❹ 近所からの出火が原因のため，これは当事者双方の責めに帰することができない事由にあたる。したがって，Aは代金の支払いを拒むことができる。

❺ 贈与者は，贈与の対象となった物を，贈与の対象とした時の状態で引き渡すことを約束したものと推定する（民法551条）。したがって修理を求めることはできない。

第３章　財産権と契約そしてその保護　３―物の貸借

《確かめてみようの解答》 *p.88*

1 消費貸借 (1), (7)　使用貸借 (4), (6)　賃貸借 (2), (3), (5), (8)

2 (2), (3), (4), (5), (6)

3 (1) ア　同種　イ　同等　ウ　同量　（順不同）
(2) エ　片務　オ　無償　（順不同）
(3) カ　登記　(4) キ　借地権　(5) ク　50年

《考えてみようの解答》 *p.89*

❶ Ａはすでに家屋の引き渡しをうけているので，第三者に対抗できる。したがってＣに対抗できる。しかし，ここで問題となるのは，この対抗力の問題に止まらず，Ｃが自分の住居に利用することを主張して，Ａの賃借契約の終了のときに，契約の更新を拒絶し，または，期間の定めのないときに解約の申し入れをしたらどうかという問題である。ここでは契約期限にふれていないので生徒の関心をひきたいことである。Ｃに正当性があるだろうか。最近は正当性を認める判決が出はじめている。

❷ 法定利率の適用の問題である。年３％，つまり３万円の支払い（常識としては，何か心ばかりの品をそえて）をすることで法律上はケリがつくことになる。

❸ 問題では利率の約定が不明である。しかし，２万円は利息の天引であり，利息計算は８万円を元本としてなされることになる。友人間のことでもあり，特約がない場合，年３％の利率が相当となり2,400円の利息となる。以上のことから10万円の支払いは不要である。

第３章　財産権と契約そしてその保護　４―契約によらない財産権の変動

《確かめてみようの解答》 *p.*94

1 (1)　５年
(2)　10年
(3)　20年

2 (1)　ア―時効
(2)　イ―消滅時効
(3)　ウ―行使する者，エ―取得時効
(4)　オ―訴訟，カ―権利
(5)　キ―免除

《考えてみようの解答》 *p.*95

❶ Ａは善意者であるが，登記簿を見なかった過失がある。民法162条１項の適用が考えられる。善意・有過失の場合20年で時効が完成するが，Ａの占有はまだ５年であるので，Ｃの請求は拒めない。

❷ 貸し金債権が弁済期になっているとすれば，相殺可能であるが，弁済期前のときは相殺して10万円だけ支払うことはむずかしいことになる。

第３章　財産権と契約そしてその保護　５―財産権の保護

《確かめてみようの解答》 *p.*103～*p.*104

1 (1)　①　カ，　②　キ，　③　イ，(2)　④　オ(ケ)　⑤　ケ(オ)
(3)　⑥　エ，　⑦　ク，　⑧　ア，　⑨　ウ，　⑩　オ

2 (1)・(4)

3 (1)　ア．間接強制　　イ．代替執行　　ウ．直接強制
(2)　エ．債権の対外的効力　　オ．債権者代位権（詐害行為取消権）
カ．詐害行為取消権（債権者代位権）

4 (1)　直接強制　(2)　間接強制　(3)　直接強制　(4)　代替執行

《考えてみようの解答》 *p.*104

❶ Ａ・Ｂ間の契約は定期行為である。したがって，Ａは催告を必要とせず，直ちに契約を解除して損害賠償の請求ができる（民法542条）。

❷ 代替執行の手段で履行を強制する。すなわち，ＡはＢの費用負担において第三者に片づけの仕事をしてもらう（民法414条２項）。

❸ ＢはＣに対する債権以外に財産がないとすれば，この取り立てをしない限りＡに対する債務の弁済（300万の範囲ではあるが）ができない。しかも，Ｂは債権の取り立てを怠っている。このような状況のもとでは，Ａは自己の債権の保全上Ｂの債権をＢに代って取り立てる必要がある。Ａは債権者代位権（民法423条）を行使して，Ｃから300万の取り立てをすることができる。

❹ ＡのＢに対する債権の唯一の担保はＢ所有の土地である。このような場合，Ｂがその土地を不当に安い価格でＣに譲渡するのは，詐害行為である。Ｂ，Ｃは兄弟関係であり，特に安値であることからＣも悪意と考えられる。Ｃが悪意であれば，Ａは詐害行為取消権（民法424条）を行使してＢ，Ｃ間の売買契約の取り消しを裁判所に請求する。

《確かめてみようの解答》 *p.*115～ *p.*116

1 (1) ①ク，②オ(キ) ③キ(オ)　(2) ④ウ，⑤ア　(3) ⑥ケ，⑦イ，⑧カ，⑨エ

2 (1) 所有権留保 (2) 留置権 (3) 抵当権 (4) 譲渡担保 (5) 質権 (6) 先取特権

3 (3)

4 (1) ①イ(カ)，②カ(イ) (2) ③オ，④エ，⑤ウ，⑥ア

5 (1) ア　連帯保証　イ　連帯保証債務 (2) ウ　連帯債務　エ　連帯保証

6 (1) 求償権　　第三者（たとえば保証人）が債務者のために債務の弁済をした場合に，自分が債権者に弁済した金額を債務者に返還請求できる権利をいう。人的担保全般について認められる。

(2) 催告の抗弁権　　債権者が保証人に弁済を請求してきたとき，まず主たる債務者に請求せよと催告することのできる権利をいう。保証債務について認められる。

(3) 検索の抗弁権　　債権者が債務者に請求したあとでも，主たる債務者に財産があり，かつ強制執行の容易な財産のあることを証明して，まず主たる債務者の財産に対して強制執行せよと主張することのできる権利をいう。保証債務について認められる。

《考えてみようの解答》 *p.*117

❶ Ｂ，Ｃ，Ｄのいずれもが一般債権者ということで考えれば，３人でそれぞれの債権額に応じて按分して分けることになる。

Ｂは$\frac{190}{380}\times200=100$（万円），Ｃは$\frac{190}{380}\times100=50$（万円）

Ｄは$\frac{190}{380}\times80=40$（万円）の弁済をうけられる。

❷ Ａの主張は認められない。民法上，流質契約は禁止されている（民法349条）ので，Ａは法定の方法（競売）で処分し，その代金から弁済を受けることになる。

❸ Ｂ，Ｃ，Ｄがともに抵当権の登記をしている場合

競売による換価金600万円の配分は，登記の順に行われる。Ｂへ200万円，Ｃへ300万円，Ｄへ100万円（600万円―Ｂ200万円―Ｃ300万円）となる。民法373条による。

また，Ｂが登記をしていなければ一般債権者となるから優先弁済権はない。

Ｃへ300万円，Ｄへ300万円（600万円―Ｃ300万円），Ｂはなし。

❹ Ａさんは不動産や登記・登録の対象となる動産はないので抵当権設定による融資は受けられない。動産である印刷機械には質権設定ができるが，占有が移転され商売ができない。Ａさんは印刷機械の所有権を債権者に移して借金し，印刷機械を使用して営業を続ける譲渡担保による方法をとればよい。

❺ 保証債務は主たる債務に付従する性質の債務である。したがって，Ａの債務が契約の取り消しによってなくなれば，Ｂの保証債務もその範囲において消滅することになる。

Ｂは保証人としての責任を負わなくてよい。

❻ Ｃは連帯保証人なので催告・検索の両抗弁権はないから支払わなければならない。支払った場合には，Ｂに対して求償権がある。

《確かめてみようの解答》 *p*.128～*p*.129

1　(1)　①ウ
(2)　②カ
(3)　③キ　④イ
(4)　⑤ク　⑥ア　⑦エ　⑧オ
(5)　⑨サ　⑩シ
(6)　⑪コ　⑫ス
(7)　⑬ケ

2　(2), (3)

3　(1)　(工作物責任), ［Y会社］　(2)　(使用者責任), ［A証券会社］
(3)　(共同不法行為責任), ［A・B・C］　(4)　(責任無能力者の監督義務者の責任)
［不法行為を行った９歳の少年の親］

《考えてみようの解答》 *p*.130

❶　Bの行為はまさにAの事業の執行と認められる行為であり，AがBの監督について注意義務を怠っているのであるから，AはCに対して使用者責任を負わなければならず損害賠償の責めを負う（民法715条）。ただAがBの監督義務をじゅうぶんに果たしている場合は，その責任なしと規定されている。しかし，このことは，現実にはその立証をしてもなかなか責任をまぬがれられず，ほとんど無過失責任にちかいものと解されている。

❷　AがBにけがをさせたとしても，この場合のAには故意・過失がないものと認められるから民法上の不法行為責任はない。したがってBはAに対して損害賠償の請求はできない（民法709条）。

❸　Xは犬の管理について相当の注意をもっていたとは言いがたい。犬が子供にけがをさせたのは，まさに犬の占有者Xの責任である。Xは民法718条の規定により，不法行為責任を負う。すなわち，被害者に損害賠償義務を負うことになる。

❹　Aは領収書が見つからないために，二重払いをしてしまったのであり，支払いを受けた側はその分だけ不当利得しているわけである。Aは不当利得の返還を求める権利がある。

第４章　企業活動に関する法　１―企業活動の主体

《確かめてみようの解答》 *p.*133

⑴　ア　営業的商行為　　イ　附属的商行為　　ウ　絶対的商行為

⑵　エ　民法

第４章　企業活動に関する法　２―営業活動の自由と制限

《確かめてみようの解答》 *p.*137

①　ア，②　ウ，③　オ

《考えてみようの解答》 *p.*137

❶ アイスクリーム屋の開業には，公衆衛生上の見地から都道府県知事の許可がいる。都道府県知事は，衛生的な環境で営業が行われるよう，一定の基準を定め，この基準に合致するときにのみ営業の許可を与え，一たび許可を与えてもこの基準に反すると営業の禁止，停止または許可の取消しもある。やきいも屋についても同様で“屋”という概念が飲食店的なものであれば特に許可が必要となる。この衛生関係の事項は，一般に保健所が管掌している。生徒に問い合わさせ“基準”を知ることもよいことであろう。

❷ 独禁法１条参照，また本講の記述を参照の上，生徒に討論させそのなかに解答を求めて下さい。

❸ 公共の福祉に反したり，生活環境を侵害するような営業すなわち営業規模や国民生活への影響，たとえば，欺いたり，不当な高値をつけるようなことが行われ，経済社会やわたしたちの日常生活に混乱など不都合なことが生ずるおそれがあるため。

《確かめてみようの解答》 *p.*165～ *p.*167

1　(1)　①ウ　②ア　③サ　④ケ　⑤シ

(2)　①キ　②ウ　③エ　④ケ　⑤ク　⑥ア

2　(1)　①オ　②ア　③キ

(2)　④ウ　⑤ケ　⑥サ　⑦カ

(3)　⑧イ　⑨エ

(4)　⑨エ　⑩コ　⑪ク

3　(1)　ア　取締役　イ　株主総会（ア，イの順不同）

ウ　監査役　エ　会計監査人（ウ，エの順不同）

(2)　オ　取締役会

(3)　カ　3　キ　3　ク　社外監査役

4　1　×　2　×　3　×　4　×　5　○

5　(1)　代表取締役　(2)　競業避止義務　(3)　会計参与　(4)　大会社

(5)　株主平等の原則

6　(1)　定款で各委員会と取締役会，会計監査人をおくことを定めた会社

(2)　監査，指名，報酬　(3)　社外取締役の導入　(4)　代表執行役

7　以下を参照すること

(1)　教科書 *p.*159　*l.*31～ *p.*160　*l.*3

(2)　教科書 *p.*161　*l.*7～ *p.*161　*l.*15

(3)　教科書 *p.*162　*l.*33～ *p.*163　*l.*3

《考えてみようの解答》 *p.*167～ *p.*168

❶　定款で株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨の規定をすることができる（会社法107条１項，108条１項４号）。そしてこの規定がある場合には，取締役会の承認を得ていない株式の譲渡は，当然無効にならないが，その譲渡は会社に対して効力を生じないものとされる。したがって，取締役会の承認を得ていない株式譲渡はＸ会社に対して効力を生じないとするＸ会社の主張は正しい。

❷　普通決議の場合　10,000 ÷ 2 ＋ 1 ＝5,001（出席成立）この過半数で可決（端数は切り上げ処理）。

特別決議の場合　5,000＋１または定款で定める議決権の数で成立，出席株主の議決権の$\frac{2}{3}$以上で可決（端数は切り上げ処理，ただし割り切れた場合＋１不要）。

❸　一般に，代理権を証しての代理人（委任状）による議決権行使が可能。

また，一部の株式会社を除き，株主の数が1,000人以上の場合は原則として，事前に交付された書面で行使できる（事前に議案の賛否を問う書面が送られてくるのでそれを使って議決権の行使が出席せずとも可能である）。

❹　監査役設置が原則（会社法327条２項）。

《確かめてみようの解答》 *p.*189

1 (1) ㋐ 約束手形　(2) ㋑ 小切手　(3) ㋒ 為替手形

2 (1) 文言証券　(2) 手形（小切手）行為独立の原則　(3) 手形（小切手）の偽造

3 (1) 日付後定期払い　(2) 一覧後定期払い　(3) 一覧払い　(4) 確定日払い

4 (3), (4)

5 (1) 無効　(2) 有効　(3) 無効　(4) 無効

6 約束手形は支払約束証券で為替手形は支払委託証券であることをふまえて，手形法上の両者の相違点を二つ下記にあげる。

① 約束手形の手形当事者は振出人と受取人の二者
　為替手形の手形当事者は振出人・受取人および支払人の三者

② 約束手形は振出人が主たる債務者となる。
　為替手形の支払人が引き受けという手形行為をすることによって主たる債務者となる。

※為替手形の振出人は，①支払人が満期に手形金を支払わないとき，②支払人が引き受けを拒絶したとき，所持人は振出人に対して手形金の支払いを請求できる。為替手形の振出人は遡求義務者である。

7 1．小切手の支払人は銀行に限られる。為替手形の支払人は引き受けをした者がなる。
2．小切手は，一覧払いで，呈示期間は10日間と短い。為替手形は確定日払いが多い。
3．小切手は，線引制度があり，不正の所持人への支払防止の機能をはたす。

《考えてみようの解答》 *p.*190

❶ 手形上に振出人Ａと記載されているが，ＡはＸに代理権を与えていない。したがって，Ｘは無権代理人として手形行為をしたのであるから，手形上の責任はＸが負わねばならない。Ｃは手形金をＸに請求すればよい。また，Ｂに対しても手形行為独立の原則により支払いを請求することができる。

なお，この手形は偽造手形であるから，Ｘが手形金を支払えないときは，民法上は不法行為責任（民法709条）による損害賠償請求権を行使できるし，刑事上は有価証券偽造罪を問うこともできる。

❷ この手形は額面が変造された手形である。変造者Ｂは手形金額1,000万円について責任を負い，変造前の署名者＝振出人Ａは変造前の手形金額100万円について責任を負う。したがって，Ｃの手形金1,000万円の請求のうち100万円については支払う義務がある。変造手形を理由に一切責任を負わないという主張は正当ではない。

❸ 裏書により手形上の権利はいっさいＢからＣに移転している。そして，裏書には手形上の債務者（Ａ）が特定の所持人（Ｂ）に主張できる支払請求拒絶の抗弁を被裏書人（Ｃ）には主張できなくする効力がある。したがって，ＡはＣからの手形金の請求に応じなければならない。ただし，Ｃが悪意の場合は，ＡはＣに支払わなくてよい。

❹ 約束手形から生じた権利が時効によって消滅しても，手形所持人は振出人あるいは裏書人に対して，その受けた利益の限度で返還の請求ができる。したがって，ＣはＡに対して利得償還請求権を行使して手形代金を回収すればよい。

❺ 先日付小切手は，振出日付前に呈示されれば，呈示された日に支払人は支払わなければならない（小切手法28条２項）。しかし，預金不足で不渡りとなったので，Ｂは振出人Ａに対して遡求権を行使できる。ただし，小切手法上の問題ではないが，Ａとの約束違反で問題がおきるおそれがある。

❻ 線引きを抹消しても，抹消しなかったものとみなされる。したがって，支払人の取引先でないＢは支払人から小切手の支払いを受けることができない。Ｂは自分の取引銀行に取立委任をしてもらうことによって支払ってもらうことができる。

第５章　取引に関する法　２―金融取引

《確かめてみようの解答》 *p.*200

1 (1) 銀行，保険会社，証券会社などで扱う商品。預貯金，信託商品，保険，有価証券，抵当証券，デリバティブなどのこと。

(2) 会社関係者やその会社に関係する重要事実の情報を容易に入手できる立場にある者が，その立場を利用して，公表される前にその会社が発行する株式等の取引を行うこと。

(3) 電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡の要件とする，既存の権・手形債権などとは異なる新しい金銭債権のこと。

2 (2) (4)

《考えてみようの解答》 *p.*200

❶ 金融商品販売業者が金融商品の販売に際し，重要事項の説明を行わなかったため，損害賠償の任を負う。

❷ インサイダー取引となる。会社の内部者情報に接する立場にある会社役員等が，その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り，情報が公表させる前にこの会社の株を売買することはインサイダー取引である。

❸ 権利内容を電子的に記録するため，書面の作成・交付・保管に要するコストや盗難・紛失のリスクを軽減できる。

❹ 全額返金されるものではなく，電子マネーの発行者は，未使用残高の２分の１以上の額を発行保証金として供託することが義務付けられており，この発行保証金のなかから配当を受けることになる。

第６章　企業の責任と法　１―法令遵守

《確かめてみようの解答》 *p.*205

(1) ①遵守　　②倫理

(2) ③アカウンタビリティ　　④会計

《考えてみようの解答》 *p.*205

① 企業に多額の損害賠償金が発生するだけでなく，ひいては企業の価値やブランド名をも低下させ，経営悪化や企業倒産を招くことにもなる。

② 良い点　不正行為の是正や公共の利益・安全を守る。
悪い点　組織の結束を弱める。

③ 企業みずからが積極的に説明責任をはたし，誠実に対策を講じていくこと。

《確かめてみようの解答》 *p.*218～*p.*219

1 (1) ①　ウ，②　カ，③　オ，④　エ，⑤　イ，⑥　ア
(2) ⑦　キ（コ），⑧　コ（キ）
(3) ⑨　ケ，⑩　サ，⑪　ク

2 (1)，(4)

3 (1) 多重債務　複数のカード会社・貸金業者や金融機関に債務があり，返済が困難になっている状態をいう。
(2) 自己破産　多額の債務を負い，返済不能となった者が，裁判所に申し出て，破産宣告を受けることにより，債務の整理を行う方法をいう。

4 (1) かたり商法　①訪問販売で，公的機関の職員を装って，虚偽の事実をかたって販売しようとしてくるところに特色がある。
②販売の対象となるもの　消火器・浄水器・ガスもれ警報機・ごみ容器など
③クーリング・オフの行使，詐欺による取消しなど
(2) 資格商法　①各種の資格が，講座を受講することによって容易に得られると偽って勧誘してくるところに特色がある。電話での勧誘にあいまいな返事をしていると一方的に契約が成立したとして講座の教材を送ってきたりする。
②販売の対象となるもの　各種講座の受講
③クーリング・オフの行使，詐欺による取消しなど

《考えてみようの解答》 *p.*219

❶ 百科事典は指定商品に相当し，クーリング・オフの要件を満たせば返品可能である。契約書の交付をうけ申し込み撤回可能を告げられて8日以内に書面での解約申し出が要件。

❷ 割賦購入あっせんの場合，いわゆる同時履行の抗弁を購入業者から，購入あっせんの信販会社に接続することができる。したがって，支払いを拒絶することができる。

❸ 売買契約は売り主と買い主の意思の合致がなければ成立しない。購入の意思がないのであるから，買取りの義務は生じない。商品返品の義務もない。ただし，商品を使用したり，処分したりすると，売買契約が成立したものとして，代金支払い義務が発生する。商品送付後14日（引取って欲しい旨相手に連絡してから7日経過後）経過すれば，商品を保管する負担（自分の物と同程度の注意義務）から解放され，その商品を自由に処分することができる。

❹ クーリング・オフを告知した書面を受領してから4日しか経過していないが，特定商取引法9条により，指定商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは，売買契約を解除できないとある。化粧品は，政令で定めた消耗品にあたり，それを使用しているのでクーリング・オフはできない。

ただし，化粧品がセットになっていて，その一部，たとえば口紅を1本使用した場合に商品全部をクーリング・オフできないとするのは，購入者の利益を著しく損なうことになる。セット商品の場合には，その一部を使用または消費したとき，通常販売されているときの商品の最小単位を基準にクーリング・オフが可能か否かを判断すべきである（平成元年2月17日通達）。

第６章　企業の責任と法　３―労働と法

《確かめてみようの解答》 *p.228*

(1)　労働基準法，労働組合法，労働関係調整法→ア～ウの順不問

(2)　エ　労働者（使用者），オ　使用者（労働者），カ　強制労働

(3)　キ　請負人，ク　注文者

(4)　ケ　善良な管理者

(5)　コ　代理権（委任状）

《考えてみようの解答》 *p.228*

❶ 本来，就業規則は労働基準法92条１項により，法や労働協約に反することは許されない。また，男女雇用機会均等法９条によれば，事業主は出産を退職理由として予定する定めをしてはいけないことになっている。したがって，このような規則は認められない。

❷ いろいろな問題，たとえば火事の原因が過失かどうか，布地代を支払いずみかどうか，といった問題が内包されている。しかし，ここでは単純に考えて仕立て代の支払いという視点からしぼって考え，手付金などにも及ばないことにする。単純に考えれば仕立ての注文は請負契約を結んだことであり，請負人は仕事の完成が報酬請求の要件である。したがって，本問では，仕立て代の請求はできないし，支払うこともないという答えとしたい。

第６章　企業の責任と法　４―紛争の予防と解決

《確かめてみようの解答》 *p.235～ p.236*

1　(1)　①エ　②カ　③サ　④キ　⑤イ　⑥エ　⑦ア　⑧イ

(2)　⑨オ　⑩ク　⑪ウ　⑫カ

2　(1)　自力救済の禁止　(2)　自由心証主義　(3)　和解　(4)　原告　(5)　控訴

(6)　強制執行

3　(1)1．訴状の提出　(6)2．判決　(4)3．口頭弁論　(5)4．証拠調べ

(3)5．答弁書の提出　(2)6．訴状の送達

4　①　借用証書は，真正に作成されたかどうかについて紛争の生ずる余地があるが，公正証書は，真正に作成された公文書と推定されるから，その記載について争う余地はほとんどない。

②　公正証書に金銭や有価証券などを給付すべきこと，および履行がないときは強制執行をうけるべきことを記載しておくと判決がなくてもただちに強制執行ができる。

5　和解は当事者が譲歩しあって，紛争の解決をはかるものである。調停は第三者としての国家機関（調停委員会）の示した調停案に当事者が納得し合意が成立すると調停が成立し，それが調書に記載されると裁判上の和解と同一の効力をもつ。仲裁は仲裁契約のあるときに限り，私人である仲裁人の仲裁判断に従って紛争を解決する制度である。民事訴訟は紛争の最終的解決手段であり，法律によって，強制的に紛争を解決する制度である。

《考えてみようの解答》 *p.236*

❶ 借用証書に公証人の認証をうけるか，公正証書を作ってもらえば，証拠力が強まり，訴訟をしなくても強制執行をしてもらえる（民訴法228条２項）。

❷ 本事例の和解は，訴訟が進行している間に成立した訴訟上の和解である。したがって，和解の内容は裁判所の和解調書に記載され，裁判で判決が下されたのと同じ効力をもつことになり，Ａはただちに強制執行して，Ｂに和解内容を守らせることができる。

訴　状

平成○年○月○日

○○地方裁判所○○支部御中

原告訴訟代理人弁護士　甲野太郎㊞

〒○○○―○○○○　東京都○区○町○丁目○番○号

原告　株式会社○○不動産

代表者代表取締役　大川一郎

〒○○○―○○○○　東京都○区○町○丁目○番○号

甲野太郎法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士　甲野太郎

電話　０３－○○○○－○○○○

FAX　０３－○○○○－○○○○

〒○○○―○○○○　東京都○区○町○丁目○番○号

被告　山田太郎

貸金請求事件

訴訟物の価額　円

貼用印紙額　円

予納郵券　円

〈請求の趣旨〉

1　被告は原告に対し，金○○万円およびこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年７分の割合による金員を支払え

2　訴訟費用は被告の負担とする

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

〈請求の原因〉

1　原告は，平成○年○月○日，被告との間で，次の約定にて，金銭消費貸借契約を締結し，被告に対し，金○○万円を貸し付けた（甲第１号証）。

⑴　被告は，平成○年○月○日までに元金を返済する。

⑵　利息は年７分とし，上期日までに支払う。

2　ところが，被告は利息の支払いをしたのみで元金の返済をしない（甲第２号証）。

3　よって原告は被告に対し，貸金元金○○万円およびこれに対する約定の返済期日の翌日である平成○年○月○日から支払済みに至るまで約定利率の年７分の割合による遅延損害金の支払を求めて本訴におよぶ。

〈立証方法〉

1　甲第１号証（借用書）１通

2　甲第２号証（内容証明郵便）１通

〈添付書類〉

1　訴状副本　１通

2　甲号証写　各２通

3　商業登記簿謄本　２通

4　訴訟委任状　１通

答弁書

平成○年○月○日

○○地方裁判所○○支部御中

原告（申立人）　株式会社○○不動産

被告（相手方）　山　田　太　郎

右貸金請求事件につき下記の通り答弁する。

平成○年○月○日

〒　東京都○区○町○丁目○番○号

右　被　告　山田　太郎　印

電話　０３（○○○○）○○○○

○○地方裁判所

民事○○部　御中

第１　請求の趣旨に対する答弁

1　原告の請求を棄却する

2　訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める

第２　請求の原因に対する答弁

1　請求原因第１項は認める

2　請求原因第２項は否認ないし争う

3　請求原因第３項は否認ないし争う

第３　被告の主張

（略）

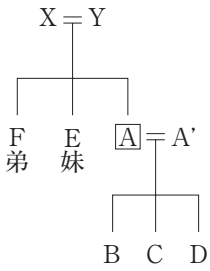
《確かめてみようの解答》 *p.*250～ *p.*251

1 （1） ①ウ，②ウ，③オ （2） ④ア，⑤ケ （3） ⑥オ，⑦ウ （4） ⑧コ，⑨シ，⑩ス
（5） ⑪ク，⑫ソ （6） ⑬セ，⑭ケ，⑮キ，⑯サ （7） ⑰ニ （8） ⑱テ （9） ⑲
⑩ ⑳チ，㉑ト，㉒タ，㉓

2 （1） 父．母，X，X’，Y，Y’
（2） ア　2，イ．傍系 （3） ウ．3，エ．傍系，オ．叔父
（4） カ　4，キ．4，ク．傍系 （5） ケ．2，コ．姻，サ．卑，シ．姪，ス．甥

《考えてみようの解答》 *p.*251

❶



図で示すと左のようになる。遺言がないので法定相続による。

①相続人は，配偶者A’と子供B・C・Dである

A’の相続額　　3,000万円×1／2＝1,500万円

B・C・Dの各人の相続額　3,000万円×1／2×1／3＝500万円

②XとYが相続人になるのは，第1順位の子がいない場合

X・Y各人の相続額　3,000万円×1／3×1／2＝500万円

③EとFが相続人になるのは，Aの子や直系尊属がいない場合

E・F各人の相続額　3,000万円×1／4×1／2＝375万円